

市営駐輪場

受け付けは3月17日から

市では、JＲ成田駅や京成成田駅周辺にある有料駐輪場の平成31年度利用許可申請を3月17日(日)から受け付けます。

対象車両は自転車、原動機付自転車(125cc以下。JＲ成田駅東口駐輪場は50cc以下)
利用期間は4月1日～3月31日
申請に必要な物

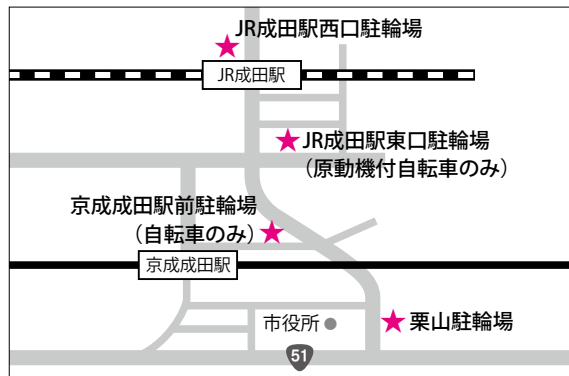
表1 日時と会場

期 日	時 間	会 場	対 象
3月17日(日)	午前9時～午後3時	市役所6階大会議室	市民
3月18日(月)から(土・日曜日、祝日を除く)	午前8時30分～午後5時15分	交通防犯課(市役所2階)	市民、市民以外の人
3月24日(日)	午前9時～正午		

表2 使用料(年間1台当たり)

種 類	市 民		市民以外の人	
	一 般	高校生以下	一 般	高校生以下
自転車	3,080円	1,540円	6,160円	3,080円
原動機付自転車	5,140円	2,570円	1万280円	5,140円

- 市民は住所が確認できる物(運転免許証や保険証など)
- 高校生以下の人は在籍を確定できる物(学校が発行する身分証明書、入学前の場合は合格通知書など)
- 使用料(表2)。つり銭のないように持ってきてください)
- 自転車の車体番号と色を控えた物
- 原動機付自転車のナンバーと車体の色を控えた物
- JＲ成田駅西口駐輪場のゲート内を利用している



- 人はICカード
- 使用料の免除は次の人は使用料が免除となりますので、証明できる物を持ってきてください
- 生活扶助を受けている世帯に属する人
 - 残留邦人などに対する支援給付を受けている人
 - 身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・被爆者健康手帳のいずれかの交付を受けている人
 - 知的障害者更生相談所で、知的障がいと判定された知能指数が75以下の人
 - 配偶者のない母親または父親で

水道・下水道

使用開始・中止は早めに連絡を

18歳未満の子を扶養している人とその人に扶養されている18歳未満の子

○特定疾患などにより長期にわたり治療を必要とする人

※申請は1人1台限りです。駐輪場の併用はできません。くわしくは交通防犯課(☎20・1527)へ。

水道・下水道の使用開始・中止、名義変更、口座振替の申し込みは、ヴェオリア・ジェネリック(株)成田営業所(☎22・8880)に連絡して行ってください。

同社ホームページでも使用開始・中止の申し込みができます。

ホームページは<https://www.jenets.jp/cs/index.cgi?area=06>

携帯電話用ページ

＝<https://www.wjenets.jp/mobile/index.cgi?area=06>



ジェネリック医薬品

差額通知を送付

ニュータウン地区は県営水道のため、県水お客様センター(☎0570・001245)へ連絡してください。

※くわしくは水道部業務課(☎22・0269)、下水道課(☎20・1553)へ。

ジェネリック医薬品は、新薬の特許期間経過後に、新薬と同じ有効成分で作られた安価な薬です。

市では、ジェネリック医薬品に関する差額通知を3月下旬に送付します。

この通知は、現在処方を受けている薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担額がどのくらい安くなるかをお知らせするものです。

通知の対象は、20歳以上の国民健康保険加入者で、自己負担額が一定額以上軽減できると見込まれる人です。

※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

農業用施設の水路

事故を起こさないために

農業用施設の水路などには危険な場所があります。休日や春休み期間は、子どもの外出機会が増え水難事故が発生する可能性が高くなります。

水路や水門、機場などの近くでは、子どもを遊ばせないでください。

※くわしくは農政課 ☎20・1542へ。

飼料用米の推進

稲作農家の皆さんへ

食生活の変化や高齢化などにより、米の需要は全国で毎年約10万吨も減少しています。生産量が

需要を上回り、在庫が増えると米価の下落を招きます。

飼料用米の生産には既存の機械や施設をそのまま使うことができ国や県から支援が受けられます。

主食用米の需給改善を図るため、飼料用米の生産に取り組んでみませんか。

※くわしくは農政課 ☎20・1541へ。

雇用促進奨励金

事業主を対象に

対象 Ⅱ市内に事業所があり、次のいずれかに当てはまる市内在住の人を常用労働者として雇い入れた事業主(①～④は公共職業安定所の紹介で雇用した場合に限る)

① 55～64歳の人

市長日誌

2月1日～15日

- 3日 成田山新勝寺・宗吾霊堂節分会
- 4日 成田空港圏自治体連絡協議会
成田空港に関する四者協議会
- 6日 定例記者会見
- 8日 3月定例市議会開会(～3月7日)
- 10日 消防出初式
- 12日 印旛郡市広域市町村圏事務組合議会定例会
- 13日 社会を明るくする運動作文コンテスト表彰式
- 14日 市議会一般質問(～19日)



式辞を述べる(10日)

適切な処分を

不要な自動車

道路などに放置された自動車は通行の妨げになり、地域の美観を損ねます。また、放置自動車周辺にごみを不法投棄されるなど、生活環境の悪化にもつながります。

市では「成田市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例」により、所有者・使用者へ

早急な移動を指導しています。不要な自動車は、販売店や引き取り業者に引き渡して廃車手続きをするなど、適切に処分してください。

※くわしくは環境対策課 ☎20・1532へ。

転入・転出・転居

住所が変わったら手続きを

引っ越しなどで住所が変わるときは、本人または同一世帯の人が市民課(市役所1階、下総・大栄支所、市民課赤坂分室)で手続きしてください。

代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。住所が変わる人の氏名、生年月日、住所異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認してください。

届け出に来た人の本人確認のため、運転免許証、パスポートなどが必要です。また、マイナンバーカード、写真付き住民基本台帳カード(住基カード)などを持ってきてください。外国籍の人は在留カード・特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)が必要です。

日曜日も受け付けています

市民課では、毎週日曜日各種

届け出を受け付けています。詳細は7ページで確認してください。

※くわしくは市民課 ☎20・1525へ。

	届け出期間	必要な物
転入届	市外から移り、住み始めた日から14日以内	前住所地の市区町村が発行した転出証明書(マイナンバーカードや住基カードで転出の届け出をした人は不要)、マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、住基カード(持っている人)、年金手帳(加入している人)
転出届	市外へ移り、住み始める日のおおむね14日前から	子ども医療費助成受給券(持っている人)、国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療保険被保険者証(いずれも加入している人)
転居届	市内で住所を移し、住み始めた日から14日以内	マイナンバーカードまたはマイナンバーの通知カード、住基カード・子ども医療費助成受給券(いずれも持っている人)、国民健康保険被保険者証・介護保険被保険者証・後期高齢者医療保険被保険者証・年金手帳(いずれも加入している人)

市・県民税と所得税

申告は3月15日まで

市・県民税の申告と所得税の確定申告を3月15日(金)まで次の通り受け付けています。混雑の状況によっては、時間内でも受け付けを終了する場合がありますので、注意してください。

市・県民税の申告⇨左表の通り
所得税の確定申告⇨左表の会場と

申告会場と受付日時

会場	受付日	受付時間
市役所6階 中会議室	3月15日(金)まで (土・日曜日を除く。ただし、 3月3日(日)は受け付けます)	午前9時～正午 午後1時～4時
大栄支所	3月3日(日)～5日(火)	午前9時～正午
八生公民館	3月1日(金)	
久住公民館	3月7日(木)	
三里塚コミュニティ センター	3月8日(金)	

成田税務署特設会場(イオンモール成田2階イオンホール、土・日曜日を除く午前9時～午後4時)提出は午後5時まで。

ただし、3月3日(日)は受け付けます。なお、次の人は成田税務署特設会場で確定申告をしてください

- 分離課税(譲渡・配当等・先物・山林・退職所得)の申告をする人
- 営業や農業などの事業収入・不動産収入が500万円以上となる人
- 青色申告をする人
- 雑損控除を受ける人
- 寄附金控除を受ける人(ふるさと納税をした人など)
- 住宅借入金等特別控除を初めて受ける人
- 準確定申告(納税者が出国・死亡した場合の申告)をする人
- 事業所得(営業・農業など)や不動産所得のある人は、収支内訳書を作成してください。また、平成29年分の収支内訳書(控用)も併せて持ってきてください。

医療費控除を受ける人は

平成29年分確定申告から、領収書の提出は不要となりました。なお、医療費控除の明細書またはセ

ルフメディケーション税制の明細書が必要になりますので、作成して持ってきてください。

マイナンバーの記載が必要です

市・県民税、所得税の申告にはマイナンバーの分かる物と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。家族が代理で申告する場合でも、申告者本人の書類が必要です。また、扶養控除などを申告する場合は、被扶養者のマイナンバーを記載してください。

- ※くわしくは成田税務署(☎28・5151)または、市民税課(☎20・1513)、マイナンバーカードについては市民課(☎20・1525)へ。

パソコンの処分

メーカーに回収依頼を

家庭で不要になったパソコンは、製造したメーカーに回収を申し込んでください。廃棄するパソコンにPCリサイクルマークが貼り付けられている場合は、無料で回収できます。

マークが貼り付けられていない場



合や対象機器のメーカーがすでにない場合は、一般社団法人パソコン3R推進協会(<http://pc3r.jp/home/pc3rassociation.html>)に申し込んでください。回収は有料です。また、一部の家電量販店でも回収を行っています。

- ※くわしくはフリーン推進課(☎20・1530)へ。

医療費通知

3月下旬に送付

市では、国民健康保険に加入している人に、3月下旬に医療費通知を世帯主宛てで送付します。これは、平成30年11・12月に国民健康保険で受診した医療費の総額と窓口負担額をお知らせするものです。

- ※くわしくは保険年金課(☎20・1526)へ。

マイバッグの使用

レジ袋の削減のために

スーパーやコンビニエンスストアで配布されているプラスチック製のレジ袋などが処理されると温

室効果ガスが発生し、地球温暖化につながります。また、レジ袋がごみとして海に捨てられると海洋汚染の原因となり、ウミガメやクジラが飲みこんでしまうなどの問題も引き起こされています。

買い物の際にはレジ袋の使用を控え、マイバッグ(買い物袋)を持参してプラスチックごみの削減に取り組みましょう。

- ※くわしくは環境計画課(☎20・1533)へ。

印旛沼の水質保全

環境にやさしい農業を

関東農政局印旛沼二期農業水利事業所では、印旛沼の水質保全につながる循環かんがいの整備に伴い、環境にやさしい農業を推進しています。

水田へ投入する化学肥料や化学合成農薬の量を減らすことや、浅水代かきなどにより濁水の流出を抑えることで、環境負荷が軽減されます。印旛沼の水質を守るため環境に配慮した農業に取り組みましょう。

- ※くわしくは農政課(☎20・1541)へ。